

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

- ・ マニュライフ・未来投資戦略ファンド（為替ヘッジあり）
- ・ マニュライフ・未来投資戦略ファンド（為替ヘッジなし）
（以下、「当ファンド」といいます。）

2. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは、2015年10月20日に設定し、投資信託証券を主要投資対象として、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ってまいりましたが、このたび、投資対象である複数の投資信託証券が償還される見込みであることが確認されました。このような状況下、本来の商品性を維持し、運用目標を達成することが困難になると考えられるため、弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還することが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。また、純資産総額が信託約款に定められた繰上償還の基準となる30億円を大幅に下回っていることから、信託契約を解約し繰上償還を行うことが妥当と判断いたしました。

3. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| ① 受益者の確定日 | 2017年12月6日 |
| ② 書面による議決権の行使期限 | 2017年12月26日（必着） |
| ③ 書面による決議日
（繰上償還の可否が決定される日） | 2017年12月27日 |
| ④ 繰上償還予定日 | 2018年1月26日 |

4. 書面決議の手続きについて

当ファンドの信託終了に関する手続きは、2017年12月6日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。

本決議は、当ファンドの議案に議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、投資信託契約の解約の届出を行い、2018年1月26日に繰上償還いたします。

なお、当ファンドは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常どおり一部解約のお申し込みを受付けることにより公正な価格が一部解約金として受益者に支払われます。そのため、本議案に反対された受益者が、当ファンドの受託会社に対し、受益権の買取請求を行うことはできません。

以上

2017年12月6日
東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社